

外 貨 預 金 規 定

(定期性預金)

大阪信用金庫

外貨定期預金規定

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、定期預金共通規定第5条第6項第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同規定第5条第6項第1号から第3号までの規定の一つにでも該当すると当金庫が判断する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第2条（預金の支払時期）

この預金は、預金証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第3条（利息）

- (1) この預金の利息は、預金証書記載の期間利率および当金庫所定の付利単位によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。
- (2) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第5条第5項および第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

第4条（相場・手数料）

- (1) この預金の払戻しに際し、この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）にて支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。
- (2) 預金証書記載の幣種により支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第5条（証券類の受入れ）

小切手その他の証券類は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に受入れます。
代金取立については当金庫所定の代金取立規定により取扱います。

第6条（預金の解約）

- (1) この預金を解約するときは、預金証書裏面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 異種通貨で解約するときは、当金庫計算実行時の外国為替相場により換算した、当該外貨金額相当額の異種通貨が1通貨単位以上となるように解約請求してください。
この預金の外貨現金による解約請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した、当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。
- (3) 満期日前の解約、解約、取引停止等については、定期預金共通規定第5条第1項、第4項乃至第7項の規定が適用されます。この場合において、文中に「通帳」とあるのは「預金証書」と読替えるものとします。

第7条（定期預金共通規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

大阪信用金庫

2019年11月改正

#5502

”